

大和市日中一時支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第22号

大和市日中一時支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大和市日中一時支援事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「第6条の2第1項」を「第6条の2の2第1項」に改める。

別表第1中「片道に限る。」を「1日当たり2回までとする。」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。